

旭川市庁舎整備検討審議会第2部会 第1回会議録

- 1 日 時 平成28年7月28日(木) 午後6時30分から午後8時30分まで
- 2 場 所 勤労者福祉会館 2階 中会議室
- 3 出席者 委員8名  
大矢委員, 鎌田委員, 後藤委員, 惣伊田委員, 松野委員, 森崎委員  
八重樫委員, 山中委員(50音順)  
市側8名  
事務局(総務部)  
大家総務部長, 中野総務部次長, 田村庁舎建設課長, 後藤庁舎建設課長補佐  
伊東同課課長補佐, 原同課主査  
久米・柴滝共同企業体 2名
- 4 欠席者 大野委員, 辻廣委員
- 5 傍聴者 2名(うち報道機関1名)
- 6 会議資料  
次第  
資料1 第9回会議録  
資料2 会議公開ルール  
資料3 他都市における庁舎機能の整備事例
- 7 会議内容(要旨)
  - (1) 開会
  - (2) 会議録の確認  
【部会長】  
会議録の確認について, 事務局から説明願う。  
【事務局】  
≪資料1に基づき説明≫  
【部会長】  
何か質問はないか。  
【各委員】  
(質疑なし)
  - (3) 会議のルールについて  
【部会長】  
資料2について, 事務局から説明願う。

【事務局】

《資料2に基づき説明》

【部会長】

事務局の説明に対し、質問等はないか。

【委員】

傍聴者の定員は、会議の都度事務局で定めると書いているが、例えば、今日の定員は何人か。

【事務局】

本日は5名で設定している。その都度とは、会場の大きさなどの関係上である。ただ、前回もそうだったが、資料の配付部数が間に合わないというケースもあるが、傍聴を拒否するということはしていない。目安として、部屋の大きさに応じて定員を設けるという考えとしている。

【委員】

前回の審議会で、傍聴に来た人が、定員オーバーで資料をもらえなかったことがあった。それは、早い者勝ちということになるのか。

【事務局】

事前にこのような会議をすると公表しており、その中で定員などを示している。

【委員】

ホームページか何かで分かるのか。

【事務局】

審議会を開催する場合は、必ず、事前に何月何日何時からどこで開催するというのと、人数なども公表している。

前回の会議では5名を超えた方には、資料がないことを了承の上で傍聴をしていただいた。

【委員】

承知した。

【部会長】

他に質問等はないか。

【各委員】

(質疑なし)

#### (4) 議 事

##### ア 新庁舎の機能について

【部会長】

資料3について、事務局から説明願う。

【事務局】

《資料3に基づき説明》

【部会長】

事務局の説明に対し、質問等はないか。

【各委員】

(質疑なし)

**【部会長】**

新庁舎の機能のうち、この部会の所管は、基本方針の2、3、5、6の部分になる。

新庁舎の機能については、部会での審議の中で、答申の方向性までまとめなければならない。

基本計画骨子では、2ページからの新庁舎の機能の部分で、市が現段階で考えている各機能の整備方針を示している。

部会では、骨子に書かれている内容について、

- ・このような機能が落ちているので、加えるべき
  - ・このような機能が記載されているが、必要ない
  - ・記載されているこの機能について、確実に計画に盛り込むべき
- といった観点から意見を出していただく。

それでは、各基本方針について、順次進めていきたいと思う。

基本方針2 親しまれる庁舎について、意見等はないか。

**【委員】**

写真などをたくさんつけていただき、全てあれば便利になるんだろうと考えている。

資料の4ページに町田市役所の1階北側の平面図や2階の平面図などがあるが、例えば、町田市役所のワンフロアはどのぐらいあり、旭川の新庁舎のワンフロアはどのぐらいで考えているのか、また、町田市役所は全部で何㎡なのかが分かると、物を考える上で分かりやすいと思う。そのあたりは分かるのか。

**【事務局】**

新庁舎の1階当たりの面積は、基本計画骨子の12ページを見ていただきたい。

こちらに配置図を載せているが、1期棟の建築面積が50m×35mという大きさなので、建築面積としては約1,750㎡となる。前回の審議会で資料としてお渡ししているが、この大きさは、現在の総合庁舎の議会棟を除く部分とほぼ同じぐらいの大きさになっている。

町田市の庁舎については、この場には、庁舎全体の面積や1階当たりの面積について押さえている資料がないため、お答えはできかねる。

後ほど調べ、次回の部会において補足で説明をさせていただきたい。

**【委員】**

親しまれる庁舎にするためには、このような市民活動のスペースや市民のスペース、また情報発信機能や閲覧スペースがあった方がよい。それを考えるときに、市役所全体の総延べ床面積とワンフロアの面積が分かった方が、ここまでわがまを言えるのではないか、あるいは、このようなものが必要だが、うちの市役所には要らないのかということが考えられるのではないか。

多分、整備事例を聞く事務局としては、これを全部挙げおけばいいと思って出されたのだと思う。委員としては、このようなものがあれば本当にいいと思うが、先ほど言ったようなことがデメリットになると考えている。

**【委員】**

前回の審議会で申し上げたように、ここに書かれてある市庁舎の機能については全く異論はない。庁舎である以上、当然満たさなければいけない機能である。

具体的に広さや位置をこのフロアに落としていくときに、これはこちらに比べると狭

過ぎるのではないかなど、基本設計の内容かもしれないが、いろいろな問題が生じてくることは予想できる。ここに書かれている項目自体は、市庁舎として当然持つべき機能だと思う。項目としては、特に問題はないのではないかな。

**【委員】**

事例を見ていると、それぞれにカフェや店舗などいろいろあり、そのほかに窓口機能がある。ただ、それだけのスペースが市民にとって必要なのかについては疑問に思う。

1階は、事務スペースで、市民のための窓口的な要素で終わるのではないかな。店舗やカフェなどがあるが、銀行は入っておらず、中途半端な考え方ではないかな。

窓口機能を1階ではなくて違う階に持っていったらどうか。道の駅的な要素で、市民が全ての階、フロア全体を使える方がすっきりしていいと思う。

今は、障害者の方もエレベーターを使って2階や3階へ上がれるので、別に1階でなければいけないということにはならないと思う。1階を市民のスペースにするのであれば、道の駅的ないろいろなものを置くようなスペースがあると、すっきりしていいのではないかな。

**【委員】**

今の総合庁舎に食堂があるが、一般市民向けではなく、職員の福利厚生施設としての食堂になっている。もちろん一般市民も利用でき、2、3割は一般市民だと思う。新庁舎において、一般市民向けの食堂やレストラン、カフェなどをやるのならば、結構な面積が要ると思う。一般市民向けのレストランや売店などの利便施設とはどういう考えを持っているのかを聞きたい。

**【事務局】**

新庁舎の中に、例えば職員系の食堂と市民向けのレストランを区別して2つつくることは想定していない。

現状では、あくまでも職員のための食堂を市民も利用できる形とさせていただいているが、利便施設的な要素を考えると、市民にとっても職員にとっても使いやすい形の食堂とする必要がある。食堂という表現がいいのかということもあるが、レストランや売店という位置付けとしていく必要があると考えている。

**【委員】**

総合庁舎の食堂は一般の人も入れるが、あくまでも職員福利厚生施設であり、福利厚生会が管理している。今度は、それがフリーになると考えていいのかな。

例えば、今は一般の人も入れるが、一般の人が売店で物を買って食堂で自由にくつろぐのは制約がある。しかし、今度は、そのような制約をなくして、一般市民が本当に親しみやすく自由に利用できる観点で運営するような方向と考えていいのかな。

**【事務局】**

正直に申し上げますと、現時点では運営のところまでは至っていないが、必ずしも食堂という観点だけではない。

現状では、売店のすぐそばに食堂以外に座れる場所はないため、売店を設置するそばに休憩や待ち合わせをするための椅子やテーブルなどを置いて、ロビースペースを併設することも考えられる。また、食堂だけではなくて、オープンスペースというものも考えられる。

現状として、どのような形で使っていくのか、職員にとってという部分もあるが、市

民にとって使いやすいということも踏まえながら、運営面も含めて、配置について検討していかなければならないのではないかと考えている。

**【委員】**

そもそも庁舎は、市の職員が働きやすい場所でなければいけないということが前提にある。そして、市民の方が利用しやすく、また、親しみやすい庁舎にして、官民一体の形になるような新しい庁舎になっていけばいいという考えを持っている。

その中で、親しまれる庁舎に対する機能は、そもそも最低限の大事なものは何かを知った上で、どのようなものが働く職員にとっても市民にとってもいいものなのかを精査していくべきではないか。

A3判の資料に、ダンスなどの軽スポーツのスペースが載っているが、果たしてこのようなものが必要なのか。

**【委員】**

私は、前回の会議のときに規模が議題となったと認識している。前回の会議で配付された資料5には、第1期棟として23,000㎡、議会機能では1,907㎡、市民活動、市民交流支援機能で500㎡と、具体的な数字が挙げられている中で、これらが審議のベースとなっているという認識である。

そして、今話題としている基本方針2の親しまれる庁舎というのは、大きくは市民活動、市民交流支援機能の500㎡という数字のところだと思う。

冒頭の説明で、仮に、現庁舎と文化会館の間に建設用地を求めるとした場合に1,750㎡ぐらいになる中で、3分の1弱ぐらいの面積がそれに当たるという規模だと思われる。その場合、この500㎡はどうだろうか、各種のNPO、市民に親しまれる庁舎としての交流活動のスペースとしては狭隘ではないかという声が様々出てくるとと思われる。このような声は、設計段階で1つのバランスの中で出てくる話題だろうという質問があったが、私もそのとおりだと思う。

本日配付された資料に記載があるが、スペースの事例として注目しているのは、開放性が高い、フレキシビリティが高いということで、建物のどこまでを共有化したり多目的化した部分かということに着目しながら考えていかなければならないと思う。

回りくどい説明をしたが、市民活動の会議をしたり、ある一定の閉鎖された空間も必要だろう。ある種のイベントとして外向きの活動をするのであれば、利便施設の憩いの場のホールになる場所が必要かもしれない。窓口業務の中で、特別な場面だけ人だまりをつくらなければならないとき、大きなスペースをそういうことに充てることのできるかもしれない。そういうフレキシビリティを基本方針2で持たせていけばいいと思っている。

**【委員】**

いろいろな意見を聞いて、私は、単純に市民の利用しやすい庁舎ということを考えてると、職員の仕事の間であることは間違いないが、市民のいろいろなことを考えたときに、市民が市役所に書類の手続などで来るだけではなく、シビックセンターと言っているが、市民の皆が集え、休憩ができるべきではないか。スペースには限りがあるとは思いますが、待ち合わせの場に使うこともできるべきだと思う。設計段階の中で、いろいろな意見を入れながら、市民の皆が通過するだけではなく、とどまってもらえるスペースづくりをしていただければと考えている。

それともう1点、私は防災の関係で来ているが、例えば大きな災害があったときに、備蓄庫ということもあるだろうし、スペース的なことを考えると、ユニバーサルで使いやすいことが大切である。避難者が利用するスペースを有効活用できるようなユニバーサルデザインという方向性を持っていただければと考えている。

**【委員】**

すばらしい例をたくさん挙げてくれたが、新庁舎の第1期棟に本当に入るのかという疑問がある。これを見ていると、長岡市庁舎の雨天時の利用が可能な半屋外などは第1期棟の建物には入らないのではないか。

これ全部を第1期棟に盛り込むのではなく、文化会館を新築するのであれば、連携しながら考えていった方がいいのではないか。

**【部会長】**

皆さんからの意見の中で、この機能については全て入れればいいが、面積的に考えなければならぬという意見、また、この中でも必要なものと必要でないものを確認して考える必要がある。固定した広さを確保するのではなく、様々な方向で利用できるようにフレキシビリティが高い方向で使っていければいいという意見があったと思う。

これらを踏まえると、基本方針2については、骨子に示された内容で必要な機能はおおむね網羅されていると考えている。

この方針で基本計画を策定して良いと思うが、よろしいか。

**【各委員】**

(委員了承)

**【部会長】**

基本方針3 まちづくりの中心となる庁舎について、意見等はないか。

**【委員】**

骨子の12ページと13ページを見ていただきたい。

三和商店街は、緑橋通を挟んで7条緑道までがエリアとなっており、道路を一本挟んで市の敷地となっている。

この骨子で一番いいと思ったのは、13ページの表の上にある動線計画や広場スペースだが、この2つにすごく関心があった。特に広場スペースで、7条緑道に面した広場スペースが大きく確保でき、市民の憩いの場や活動の場として利用できるということだ。

まちづくりの中心というのは、庁舎の建物の中だけではかなり限定されている。やはり外部が一番大事である。ここで言う外部とは、この広場である。今と同じような広場の大きさだと思うが、12ページの図にあるように7条緑道から矢印があるが、この7条緑道の8丁目側のまちづくりや地域づくりと、広場が一体的ににぎわいの創出ができることを私自身も期待している。

新しい駅舎の前に広いスペースがあり、あそこではいろいろなイベントがあり、人がとても来るようだ。駅舎は70メートルぐらい下がったので、すごく広がっている。そして、市庁舎の前もいろいろなことができる広場にして、それを市だけがやるのではなく、地域や市民と一緒に考えて考えるような、にぎわいが出るような広場にしていきたいと思う。

**【委員】**

そのとおりだと思う。建物だけで機能が発揮できるわけではなく、周辺のオープンス

ペースや広場と一体となった空間が、にぎわいなどの大変重要な要素となるのではないか。

庁舎周辺の環境と調和を図った広場の整備について、今の7条緑道の突き当たりのスペースは、大変重要なオープンスペースだと思う。

基本方針3の長岡市役所の1階平面図に屋根がある屋外広場が載っている。旭川は、半年間が雪に覆われる地域だということを考えると、屋根のある屋外だろう。買物公園の1条にアッシュという施設があるが、都市計画的には、公開空地で、基本的に市民が誰でも使用できる場所である。ところが、あそこは、ガラスの壁もあり、屋根もある。あれは、北国なので公開空地として認められているもので、地域の特殊性に見合った公開空地である。

やはり、地域の気象条件や風土、市民の生活のありようによく対応した施設であるべきだという意味では、今の半屋外広場のようなものも広場整備の中で考えたらいいのではないかと思う。

**【委員】**

まちの中心になるということは、何か特徴のある建て方をすることなのか。

皆から親しまれている今の赤れんが庁舎の赤れんがを生かした庁舎づくりをしようとしているのか。

**【事務局】**

建物のつくりで特徴を持たせるかどうかは、これからの話である。1つのアイデアとして、現庁舎の赤れんがを使ってみるということも試みの1つとしてはあると思う。

ただ、現段階では、建物のデザインやどのようなものを使って特徴を出すかまでの考えには至っていない。また、場合によっては庁舎のハード面よりもソフト的な面で特徴を出すということも考えられるかもしれない。基本設計は来年度からなので、そちら向きの話になるかもしれないが、いろいろな工夫をしながら、何らかの形で特徴を出して、まちの中心になるような存在感を持たせていきたいと考えている。

**【委員】**

観光的な特徴や要素を持った庁舎を考えているのか。

これから設計の段階になると思うが、市民も大事だが、職員も大事である。しかし、観光として、この庁舎はすごいという面も持ち合わせたものになるのかどうか。そのときになったら、またよろしくお願ひしたい。

**【事務局】**

これまでの審議会の議論の中で、例えば最上階には展望が可能なレストラン機能を持たせたいなど、観光的なという意味で人が集まるような要素があればいいのではないかという話も出てきている。

先程までの議論にあったが、親しまれる庁舎については、そのようなことも含めて市民ばかりではなく、他都市から来られる方も、あそこの庁舎は少し変わっているのだということでも集まっていたらいいかと思う。

ただし、予算についていろいろな制約があるので、限られた予算の中で、今言われたような、多くの人が集まる要素について、できる限り取り込んでいければと考えている。

**【委員】**

駅が下がったという話があったが、今、あそこではフェアのようなことをやっている。

私はアルコールが好きなので、孫をバスに乗せて駅前で降りると小さな噴水のようなものがあり、ビールをいただきながら、孫とのひとときを楽しませていただいた。

北海道、旭川の短い夏をいかに楽しむかということで、半年が雪の中に埋もれている旭川なので、庁舎周辺の動線をうまく使って、イベントなどをしていただきたいと思う。この企画立案、運営は大変だと思うが、そのようなことをきっかけとして、庁舎周辺に人が来る、そして、庁舎の中に入ったときには、ここに書かれているような地場産品のプロモーションもある。そのような庁舎のあり方がまちづくりの中心となると考えている。

**【委員】**

長岡市庁舎がここに載っているが、この庁舎にはどのぐらいの費用をかけたのか。隣にアリーナもあるようだが、これは旭川との比較にはならないのではないかと。

**【事務局】**

具体的な金額については、今は資料を持ち合わせていない。

長岡市の庁舎は、この半屋外広場を挟んで半分が市の庁舎で、もう半分が市民活動のスペース、右手側の奥はアリーナということで、旭川市で言うと体育館だが、そのようなものが複合的に整備された事例である。それぞれの機能をつなぐ部分の中心となる場所に、半屋外広場があり、そこは屋根がかかっている。長岡市は新潟なので、雪がかなり降る。雪が屋根に乗ることによって、寒さはあるが、雪そのものは直接かからない。冬場でもイベントなどに使える広場スペースとなっている。

**【委員】**

希望としては、まちの中心という意味で、緑道からつながる広場あるいは新庁舎の第2期棟、市民文化会館が一体的にデザインされた建物になればいいと思う。

骨子に書いている地域産業の振興ということで、地場産のものをたくさん使ってほしい。木製品もそうだが、外装材も産業創造プラザで十分検討しているようである。ただ、シティプロモーションの部分も、余りやると、第三セクターの地場産センターが死んでしまうという部分もあるので、その辺も考えて、このようなものを取り入れてほしいと考えている。

**【委員】**

中心市街地活性化、地場産業の振興、シティプロモーションとある。中でも、一番中心的な機能として、中心市街地活性化の（１）と（２）に書いていることが大きいと思う。特にこれを進めてほしい。

一方で、先ほど意見があったことに賛成であるし、（２）の周辺施設との機能連携のところ、隣接した市民文化会館などと書いてあるが、市民文化会館が今回の骨子の中で、11ページに、はっきりと一体的な敷地利用計画としますと書かれている。それも、重点を置いてほしい。新しい文化会館の姿をここで言及し、討論する場ではないが、そのようなことも含んで大きな視野で新しいまちづくりの中心を考えていただければいいのではないかと。私は期待をしている。

**【委員】**

観光に携わる者として、まちづくりの中心となる庁舎に関し、観光においては、とても重要な部分になってくるのではないかと。

私は以前から市民文化会館と連携したものを建てていただきたいという話をし

た。大きなイベントやコンベンション会議が可能なスペースが庁舎の近くにでき、なおかつ、地場のものが紹介でき、旭川の魅力をたくさん発信できるような庁舎づくりでも重要になってくるのではないか。

**【部会長】**

皆さんの意見には、中心市街地の活性化ということで、庁舎周辺と調和のある形で広場の面積を設定してほしい、また、市民文化会館のことも考えながら周辺施設を整備していただきたいという意見があった。

また、シティプロモーションについては、第三セクターの関係もあるので、規模を検討していくべきという意見もあった。

以上の内容については、おおむね基本方針3を網羅していると考えている。この方針で基本計画を策定して良いと思うが、よろしいか。

**【各委員】**

(委員了承)

**【部会長】**

基本方針5 独立性を保ちつつ、市民に開かれた議会について、意見等はないか。

**【委員】**

議会について、私は以前、委員会や議会を何度か傍聴させていただいたことがあるが、傍聴席に座ったときに、傍聴されている人が非常に少ないと感じた。

いろいろな方々の質疑のやりとりを伺っていると、委員や議員の方々が活発に活動をされていると感じた。この議会の日程というのは、市民広報で公表しているのか。

**【事務局】**

基本はホームページで、日程が決まり次第公表させていただいている。

**【委員】**

そのようなホームページまでは、なかなかたどり着かない市民もいらっしゃると思うので、議会の日程などを告知しやすい方法を考えていただければ、議会を傍聴される人も増えてくるのではないか。

今は、議会をインターネットで見られるが、やはり、余りコンピューターに詳しくない方々にも、そのようなことを伝える何かがあればいいと思う。

これは、今の時代が少し変わったからだが、私はそのようなことを考えている1人だ。

**【委員】**

議会機能なので話が少しづれるかもしれないが、議場というのは、現在の市議会の議場のよう、後ろの方の席がだんだん高くなっているようなタイプをイメージするのか、あるいは、最近、市議会の議場も、実際に議会を開いている日数はそんなに多くないということもあって、ほかの用途にも使えるような、汎用性のある空間にする事例もよく見られる。

事務局としては、そのあたりの議場の機能に特化するのではなくて、もう少し汎用性のある、それこそユニバーサルなスペースにする構想をお持ちなのか。

**【事務局】**

議場の形態については、今日お配りした資料の10ページに、フラット型の場合や階段型の場合という例を示している。やはり、議場としてしか使えないよりは、いろいろな場面で使えることも必要だということも検討材料の1つであると感じているところで

ある。

ただし、議会の機能分については、同じような資料を議員にも配付し、議会としてどのように考えるのかということ投げかけているので、そちらとの意見の調整も今後出てくると思う。

今のところ、どういう形になるのかということまでは決定していないが、選択肢の中には、そのことも踏まえて考えていかなければならないと思っている。

**【委員】**

市民目線から言うと、多目的に使える議場がいいと思う。

会議などでたまに議場の会議室を使うことがあるが、現状の会議室は、分かりづらく、入りづらい。1つの部屋に行くために、あっちへ行きこっちへ行き、回りながら入らなければいけないというつくり方はしてほしくない。

議員の使う会議室を5つ以上はつくると思うが、そのような協議をする会議室もあわせて、市民に開放できることを考えて設計していただきたい。

**【委員】**

これから人口が減って、議員も減ってくるのではないと思うが、可動的なつくりにし、後でいろいろな形で使える議場にしていきたい。

旭川市の人口が二十何万人になったときに、議員も25人ぐらいになるだろう。そうになると、スペースがもたないということになるので、可動的な要素を持った議会を考えの中に入れるべきではないか。

いろいろな党派の方がおられて、いつも部屋が分かれたり、ついたりしている。そして、1人になった議員や2人になった議員、また自民党の議員や社民党の議員など、そのたびに部屋を改造しなければならないので、すごく無駄遣いをしていると聞いている。新しい庁舎には、議員の控え室を考慮に入れて考えていただきたい。

**【部会長】**

皆さんの意見では、(2)に書かれているように、将来的なレイアウト変更に柔軟に対応できるようにしていきたい。市民目線で言うと、多目的に使えた方がいいという意見が多かったと思う。

また、会派の人数の変更によって部屋の壁を壊したりということがある。これも柔軟に変更できるように工夫されるべきである。

また、委員会や議会の傍聴人はかなり少ないということで、傍聴についても検討していくべきではないかとの意見があった。

これらの意見について、基本方針5に記載された機能の内容におおむね網羅されており、この方針で基本計画を策定して良いということでもまとめていきたいと思うが、よろしいか。

**【各委員】**

(委員了承)

**【部会長】**

基本方針6 安全・安心な庁舎について、意見等はないか。

**【委員】**

安全・安心な庁舎ということで、(1)から(4)までの中にきちんとした形で記載されている。

災害はないに越したことはないので、万が一ということだが、先ほどフロアのスペースをユニバーサルのにするという話があった。議場もそうだが、何かの災害のときに、対策本部は別なところに設置されるが、スペースに限りがあり、何百人、何千人も入れないので、有効利用のできるスペースの確保が必要ではないか。

また、(4)に記載があるが、浸水によって電気室やサーバーなど、いろいろな通信機能が遮断されるのが一番大変ではないか。東光に防災センターがあるが、災害の場合は、自衛隊や警察との連携も大切だが、消防署本部と防災センターのやりとりが緊密にとれて、なおかつ連携がきちんをとれるよう、ここに関しては、予算の関係がもちろんあり、金額も一番にかかってくると思うが、備蓄倉庫も含めて検討をしていただきたい。

**【委員】**

この計画については、このままでいいと思う。

今、話が出た東光防災センターは、全市をカバーしており、長岡市の事例のようなものは既に整備されている。では、旭川市の新庁舎はどの部分を担当するのかということや、どういう分担なのかを考慮されているのか、お聞きしたい。

**【事務局】**

現在の防災センターは東光にあり、災害の規模や発生時のタイミングに応じて、災害対策本部を設置する場所は、原則的には防災センターだが、現時点において、第二庁舎の一部にも災害対策本部を設置して運用することも行っている。

新庁舎ができれば、災害対策本部の機能を一時的に賄いたいと考えている。その場合、防災センターは、消防など周辺の応援部隊を受け入れる場所や、現在、資機材が格納されているので、現場指揮の中心となる機能の役割分担も想定している。

ただ、消防の指令の機能は今後も防災センターに残るので、通信設備などの整理については、さらに詳細に詰めていく必要があると考えている。

**【委員】**

どういう事態が起きるか分からず、災害だけではなく、テロ行為的な要素も考えられる。最近も事件があり、昔の道庁爆破事件のようなテロ行為のようなものに関しては、どういう考え方を持っているのか。

**【事務局】**

今の話は、庁舎に爆発物を仕掛けられるというイメージなのか、旭川市内の公共施設でテロが発生した場合という想定か。

**【委員】**

基本的には、庁舎内のことを考えてお答えいただきたい。

**【事務局】**

基本方針では、骨子の7ページのセキュリティ機能になると思う。

現状の庁舎の中は、場所が狭いということもあり、市民の方には中まで入っていただかなければお話ができないケースがある。

最近の庁舎整備の事例を見ていると、資料3の11ページにあるように、市民の方が入るスペース、職員しか入れられないスペースをしっかりと分けている。さらに、職員の中でも限られた者しか入れられないような機密性のあるものを使うスペースもあるので、セキュリティを明確に区画していくという考え方をとっているところが多くなっている。

骨子においても、庁舎内のセキュリティー確保という観点で、セキュリティーのレベルをしっかりと区分するという考え方を示している。現在、総合庁舎には防犯カメラが1台も設置されておらず、必ずしも人の目が常にあるわけではないので、人の目が届かない範囲について防犯カメラを設置するというのも今回の骨子の中でお示ししている。

これによって全てのテロ行為を防げるかというのは別な話だが、セキュリティーについては、今よりもしっかりと向上させていきたいと思っている。

**【部会長】**

皆さんの意見には、スペースの関係を有効に使っていく、どのような場合においても機能するように確実な整備をお願いしたい、東光防災センターとの兼ね合いなどについて意見があった。

この意見の中で、機能については、おおむね網羅されており、この方針で基本計画を策定して良いということでもまとめてよろしいか。

**【各委員】**

(委員了承)

イ 新庁舎の敷地利用計画について

(ア) 敷地選定の考え方について

**【部会長】**

資料3について、事務局から説明願う。

**【事務局】**

《資料3について説明》

**【部会長】**

事務局の説明に対し、質問、意見等はないか。

**【委員】**

総合庁舎敷地跡に決まっているわけだが、なぜ今ごろ敷地選定の考え方についての説明があるのか。そのあたりは私の理解不足なのか。

**【事務局】**

今回、諮問させていただいた骨子は、一通り説明させていただいているが、12ページに出ている配置図の想定を先にされたためだと思う。

第3章については、新庁舎の規模を複数に分けた上で、どちらの敷地を選んだらいいのかという点や、ほかの要因も含めて敷地をどのように使っていくかということを整理し、最終的に12ページにある敷地利用計画のような整理をしている。

順番に従って審議いただくということで進めてきているので、庁舎を建設する際の現総合庁舎を選んだ理由を説明させていただきながら、それぞれ審議をいただいた上で、諮問している内容に関して御意見をいただけたらと考えている。

現状で骨子が確定しているものではないので、市の考え方としてお示したものについて、様々な御意見をいただき、その上で最終的に基本計画案という形でまとめていきたいと思っている。したがって、敷地選定の考え方などについて審議いただけたらと考えている。

**【委員】**

今は2番目の敷地選定の考え方で、次の11ページの3番目の敷地利用計画についての説明は、日を改めてするという事か。

【事務局】

そのとおりである。

【委員】

前回の審議会で申し上げたように、今、市が示している文化会館と総合庁舎の間に第1期棟として庁舎を建てるという計画自体は、あり得る案だろう。

もう1つ、前回、第三庁舎の跡地という選択肢もあるのではないかとということで、2つの選択肢を示したが、1つの選択肢としては、今、ここで提案されているような場所に第1期棟として庁舎を建てるという事はあり得る案だと思う。

ちょうど7条緑道の軸線を受ける形で建てることができ、文化会館あるいは総合庁舎との連携を上手に図れば、一体的なシビックセンターとしての機能も果たせるのではないか。

【委員】

1期棟と2期棟の工事があるが、2期棟の工事が始まると、文化会館が取り壊しになってなくなると思う。そうすると、建設期間は1年か2年ぐらいなのか。

【委員】

今の市の計画は、総合庁舎を壊して、そこに新しく文化会館を建ててから、今の文化会館を壊すことになっている。

【委員】

文化会館でいろいろな音楽を聞いたりするので、文化会館がなくなると大変だと思って聞いていたのだが、私の誤解だった。

文化会館を継続して使えるように、よろしくをお願いしたい。

【委員】

骨子の9ページの敷地選定の考え方については、このとおりで意見はない。

【委員】

総合庁舎の暖房を文化会館から引いていることを始めて知った。これは、実際に取り壊すことになると、どのようなリスクが予想されるのか。

【事務局】

総合庁舎の暖房設備は、委員が御指摘のように、文化会館の地下室から暖房を送り込んでいる。地下駐車場を取り壊すと、その暖房を送る経路を新たに設けなければならないので、1億円程度の費用をかけて、違う経路を設計して、総合庁舎の暖房を賄わなければならないという事態が発生することになる。

【委員】

前回の審議会でこの流れが議題そのものではないが扱われた。市が示されているこの敷地利用計画に賛同する。

【委員】

7条緑道、広場、スペースなどを鑑みると、バスが目の前に止まる利便性を考えても、この敷地利用でいいと考えている。

第1期棟が先に建ち、第2期棟が後で建つということで、第1期棟と第2期棟の間は行き来ができるように何かでつながるのか、完全に離れた建物のなるのか。

**【事務局】**

今のところは、まだプランニングを進めなければ何とも言えないが、利便性などを考えると、何らかのつながりを持たせることでより有効になると思う。ただ、今のところ、詳しいことは決まっていない。

**【部会長】**

皆さんから一通り意見をいただいたが、それを受けて追加の意見や質問などがあれば発言をお願いしたい。

**【各委員】**

(質疑なし)

**【部会長】**

おおむね意見が出されたと思うので、この議題の審議は区切りたいと思う。本日出された意見を事務局でまとめていただき、全体会議に報告するということでよろしいか。

**【各委員】**

(委員了承)

(5) 次回の審議会について

8月9日(火)午後6時30分から開催し、場所は今後調整し、改めて事務局から案内することです承された。

(6) 閉会